

別添資料

行政記録の活用方策に関する検討結果報告書

(抜 粹)

平成12年5月

統計行政の新中・長期構想推進協議会
第2検討委員会

第3章 検討結果

行政記録の活用方策を検討するに当たっては、行政記録そのものからのアプローチより現実に統計調査において行政記録が活用されている事例を精査することにより、統計調査における行政記録の活用を拡大するために必要な条件、行政記録の活用を阻害している要因を明らかにした。

検討に当たっては、行政記録の活用の類型ごとの検討を行い、統計調査の個別の事項に行政記録をそのまま活用している事例、調査の抽出枠に行政記録を活用している事例及び公開されている行政記録を活用する事例に分けて検討を行った。

第1節 個別情報ファイルの統計的利用について

行政機関が保有している個別情報ファイル（行政記録）の統計化の可能性についての検討を行うため、①住民基本台帳人口移動報告、②年金制度基礎調査、③海面漁業生産統計調査、④建設業法に基づく提出書類、⑤雇用保険法に基づく行政記録、⑥税務記録、⑦衛生検査所検査料金調査、⑧看護婦等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査について、活用状況の検討を行った。

1 住民基本台帳人口移動報告（届出統計調査）と住民基本台帳

(1) 行政記録の活用状況

ア 市区町村から、住民基本台帳に記載された事項のうち、住民基本台帳法第22条の規定による届出（転入届）のあった転入者に係る①従前の住所地（都道府県、東京都特別区部及び政令指定市並びに国外）、②男女別の数を「住民基本台帳人口移動報告報告表」（磁気テープを含む。）により報告を受け、統計表を作成している。

イ 市区町村から、住民基本台帳に記載された事項のうち、住民基本台帳法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者に係る①従前の所在地（都道府県、東京都特別区部及び政令指定市並びに国外）、②男女別の数を「住民基本台帳人口移動報告報告表」（磁気テープを含む。）により報告を受け、統計表を作成している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

住民基本台帳人口移動報告は、人口の移動状況を明らかにすることを目的として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第37条の規定に基づき市町村長（特別区の区長を含む。）から報告を求めて作成されている。

なお、住民基本台帳人口移動報告の作成は昭和29年1月から届出統計調査として始まったが、当時は住民基本台帳法の前身である住民登録法（昭和26年法律第218号）に基づいて作成しており、「住民登録人口移動報告」と呼ばれていた。

その後、昭和42年11月に「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）が施行され、報告の名称も「住民基本台帳人口移動報告」と変更されている。

また、最初の報告依頼は内閣総理大臣から各都道府県知事、各市町村長、東京都の各区長あて行われた。

2 年金制度基礎調査（老齢年金受給者実態調査、遺族厚生年金受給者実態調査：承認統計調査）と社会保険庁保有データベース

(1) 行政記録の活用状況

社会保険庁の「年金受給者裁定原簿」から基礎年金番号により抽出等して作成したデータのうち、①整理番号、②基礎年金番号、③受給者性別、④受給者生年月日を用いて調査票とのマッチングを行った上で、社会保険庁データに収録されている①受給権発生年月日、②被保険者期間、③基金加入有無、④在職者表示、⑤標準報酬月額、⑥年金額、⑦加給対象者等を調査票データとともに集計し、統計を作成している。また、同調査の標本抽出のための母集団情報として活用している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

社会保険庁の年金受給者裁定原簿の使用については、社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規定第18条の規定に基づいてデータを使用している。

年金制度基礎調査については、昭和59年度に統計情報部と本省のオンライン化、集計用のソフトの改善等が進められ、社会保険業務センターから入手したデータを容易に加工することができるようになったこと、また、平成9年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号による抽出が可能となったことから社会保険庁の裁定原簿とのデータ・リンクを行っている。

3 海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査）と漁獲成績等報告書

(1) 行政記録の活用状況

大臣許可漁業（漁業法第52条第1項に基づき政令で定める漁業（指定漁業））を営む漁業者は、指定漁業ごとに、漁獲成績等報告書を定められた期限までに農林水産大臣に提出することとされている。

海面漁業漁獲統計調査では、指定漁業につき①漁労体数、②漁業種類別の航海数、出漁日数、漁労日数、③漁業種類別の魚種別漁獲量等について、調査に代えて漁獲成績等報告書の事項を利用して集計を行い統計を作成している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

漁獲成績報告書の統計作成利用は、昭和46年の大型電算機導入を契機に調査客体の負担軽減と統計調査の効率化を図ることを目的に実施に移された。

海面漁業生産統計調査における漁業者ごとに操業状況を取りまとめた「個人情報」である漁獲成績報告書の利用は、「統計法」（昭和22年法律第18号）第3条第2項の規定に基づく、「海面漁業生産統計調査規則」（昭和27年8月8日農林省令第65号）において、農林水産大臣が定める場合には、調査に代えて、漁獲成績報告書を利用できるとしている。

4 建設業法に基づく提出書類の活用

(1) 行政記録の活用状況

既存の統計調査の項目に行政記録を活用するというものではなく、行政記録そのものを集計して活用（行政記録を統計化）している事例である。

ア 建設業許可業者調査

毎年度末時点の建設業の許可を受けている業者数について、許可申請書を用いて集計し建設業許可業者調査として公表している。

イ 建設業経営分析

一定の方法により抽出された建設業専業の法人企業を対象として、建設業法に基づき提出された経営事項審査申請書から経営諸比率等を集計し建設業経営分析として公表している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

建設業法に基づく許可申請書類については、昭和20～30年代よりその利用を図っている。

5 雇用保険法に基づく行政記録の活用

(1) 行政記録の活用状況

事業主や受給資格者が提出する雇用保険関係の種々の届出を基に被保険者の種類ごとの雇用保険事業について、全国・都道府県別、産業別、年度・月別の適用状況、給付状況等を集計し、雇用保険事業月報及び雇用保険事業年報により公表している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

雇用保険法第76条、第77条の規定により事業主（労働保険事務組合を含む。）、被保険者及び受給資格者等から提出（又は報告）された各種の届出を基に集計している。

また、昭和56年7月から雇用保険トータルシステムの全面運用開始により、一部の項目を除き電算処理による集計が可能となった。

なお、職業安定法第51条の2の規定により、個別情報の活用は自省に限っている。

6 税務記録の統計上の活用

(1) 行政記録の活用状況

国税庁では、通常の事務処理の一環として申告書等の行政記録を取りまとめ業務上必要な統計を作成している。取りまとめ方法としては、申告書等の全数抽出又は標本抽出により集計している。

なお、作成された統計は、国税庁統計年報書、税務統計から見た申告所得税の実態（申告所得税標本調査結果報告）、税務統計から見た法人企業の実態（会社標本調査結果報告）により公表している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

税務記録の集計は、税務行政の内部管理として必然的に行われているものであり、これらの集計結果を活用しているものである。

7 衛生検査所検査料金調査（承認統計調査）と行政記録

(1) 行政記録の活用状況

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第3項に基づき、都道府県知事に登録のあった衛生検査所の情報のうち、①申請者の氏名、②住所、③衛生検査所の名称、④所在地、⑤検査業務の内容を用いて「衛生検査所名簿」を作成している。平成9年調査まで調査項目となっていた「所在地」、「開設者の種類」、「実施検査の種類」については、平成10年調査より調査事項から外し、事後的に統計調査の結果と行政記録のデータを合わせて集計し統計を作成している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

都道府県に登録のあった臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第3項に定める衛生検査所の情報について、毎年2月1日現在で厚生省に報告を求めている。

都道府県より報告された衛生検査所ごとの情報に、厚生省において通し番号を付し、さらに所在地及び開設者の種類等をコード化してエクセルによる名簿を作成している。

この電子媒体で作成した名簿と統計調査したデータを通し番号によりマッチングして、所在地及び開設者の種類等の情報を名簿から利用できるように図った。

8 看護婦等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査（承認統計調査）と行政記録

(1) 行政記録の活用状況

看護婦等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査（以下「入卒調査」という。）により厚生省が把握している看護婦等学校養成所の情報のうち、①学校番号、②学校、養成所名、③所在地、④電話番号、⑤入学定員等については学校養成所名簿として各都道府県別、養成課程別に一覧表で整理している。当該名簿については、翌年の入卒調査を行う前には各都道府県に送付し、各都道府県が把握している学校養成所の新設、定員変更、募集中止、廃止及び名称変更等の訂正事項を記入したうえで返送してもらうこととしており、それを厚生省が把握している情報と突合させることにより、学校養成所の動向が把握できる。

なお、入卒調査票については、平成11年調査から、①学校・養成所指定年月日、②認可年月日、③学校・養成所名、④所在地、⑤電話番号、⑥設置主体、⑦学校番号等の項目についてプレプリントを行っている。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

看護職員の確保対策については、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」

(平成4年法律第86号)及び同法に基づく基本指針を基盤として、「看護職員需給見通し」(平成3年12月策定)の達成に向け、離職の防止、養成力の確保、再就業の支援、資質の向上などの施策を総合的に実施してきている。特に養成力の確保を図る上では、入卒調査による各都道府県の学校養成所の入学者、卒業者の動向を把握することは重要なことである。

このように看護職員の人材確保施策の実現に入卒調査のデータは必要不可欠であることから、当該調査の実施に当たり行政記録を活用し効率的な調査の実施を図っている。

第2節 統計調査の抽出枠としての活用について

行政機関が保有している個別情報ファイル(行政記録)を統計調査の抽出枠として活用することの検討を行うため、①雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく行政記録、②税務記録、③建設業法に基づく提出書類、④分譲マンション管理組合実態調査(北九州市)について活用状況の検討を行った。

1 雇用保険法に基づく行政記録の活用

(1) 現状

毎月勤労統計調査における調査対象事業所の追加指定(常用労働者100人以上の事業所)に当たり予備調査を実施しているが、その予備調査の対象事業所を選定する際に雇用保険法に基づく行政記録を参考にしている。

(2) 課題

雇用保険法に基づくデータを直に母集団情報として活用することについては、次のような課題がある。

- ① 各種届出等の目的外使用の禁止規定(職業安定法第51条の2)について、統計的な利用を可能とするような目的外使用の禁止規定の改正又は弾力的解釈の可能性等について検討する必要がある。
- ② 雇用保険法に基づくデータと事業所・企業統計調査等の統計調査との関係では「事業所」、「従業者」、「産業分類」等の定義が異なっている。

2 税務記録の活用

(1) 現状

税法上の守秘義務規定(所得税法第243条、法人税法第163条ほか)があり、活用されていない。

(2) 課題

税務記録については、守秘義務上の問題があるため納税目的以外で使用できない。

なお、法人名や所在地などのように、登記簿等他の制度で明らかとされている情報については活用の可能性が考えられなくもないが、守秘義務が及ぼない情報の範囲についての議論もあり、立法措置等の一定の枠組みが必要である。

3 建設業法に基づく提出書類の活用

(1) 現状

建設業者を調査客体とする建設工事施工統計調査、公共工事着工統計調査、民間土木工事着工調査等の各種統計調査については、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受ける際に提出される許可申請書類をデータベース化し、母集団情報として活用している。

(2) 課題

事業所及び企業関係統計調査の結果により作成された事業所及び企業に係る母集団情報との間で、個々の建設業者のマッチングを行い、相互に情報を共有化し、母集団情報の整備充実を図ることについての検討が望まれる。

4 分譲マンション管理組合実態調査と固定資産課税台帳

(1) 行政記録の活用状況

北九州市では、分譲マンション管理組合に係る既存の名簿情報がないため、固定資産課税台帳（家屋課税台帳）から区分所有家屋の所在地データを抽出して、住宅地図と照合し、マンション名を確定した後、調査客体となるマンション管理組合の名簿を作成している。

(2) 行政記録を活用できることとなった経緯等

北九州市では、行政の費用対効果を考慮し、また、個人情報保護条例に基づき個人名等個人情報に係わる事項を除き、かつ、部外秘（北九州市の職員のみ使用可能）として条件を付すとともに、税務担当職員によりデータを加工した上で、防災計画立案の際の建物の構造把握等の基礎資料や統計調査の調査客体の抽出資料等課税以外の行政目的に使用を承認している。

(3) 課題

全国一律に固定資産課税台帳を活用するためには、①地方税法上、統計目的の使用を認めるとの規定の追加が必要、②税務の秘密保持に配慮した統計目的のための利用の枠組みを台帳の管理者である全国3,000余の市区町村に共通的に設定することが必要となる。

第3節 公開情報の統計的利用について

行政機関が保有している個別情報ファイル（行政記録）のうち公開されている個別情報ファイルについて、統計的に活用することの検討を行うため、①登記情報、②有価証券報告書について活用状況の検討を行った。

1 登記情報の活用

(1) 現状

① 登記情報の電算化は昭和63年から開始されたが、その達成状況（平成12年1月1日現在）は、不動産登記については全国の総筆個数（約2億7千万筆個）の約39%、商業登記については総法人数（約350万法人）の約24%である。

② 登記所の電算化は、膨大な登記事務処理を効率化し、利用者に対する行政サービスの向上を図ることを目的としている。登記情報は1物件又は1法人単位の構成となっており、その量は膨大であることから各登記所ごとに分散処理する方法を探っている。

(2) 課題

- ① 登記情報の電算化が不可欠であることから、電算化の進ちょく状況を見極める必要がある。
- ② 物件ごとの構成となっている現在のシステムを他の目的に活用するためデータベース化する場合には、システム開発に莫大な費用が必要となる上、所有者ごとの物件を集計するいわゆる「名寄せ」等にはプライバシーの保護上問題がある。

2 有価証券報告書の活用

(1) 現状

有価証券報告書等の開示書類の提出・受理という一連の手続等を電子化するため、現在、必要なシステムの開発が進められている（資料10参照）。

(2) 課題

有価証券報告書等の電子開示システムが運用に移された場合には、インターネットを通じた情報提供が行われることとなるため、その一利用者としての調査実施者において、統計調査実施のプロセスの中で当該提供される情報をどのように活用できるか検討していく必要がある。